

## 産業廃棄物処分業許可証

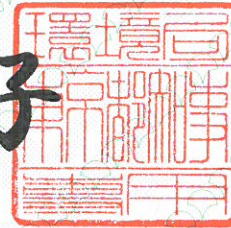
住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業  
代表取締役 利根川 満彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成25年 6月30日

許可の有効年月日 平成30年 6月29日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

処分（中間処理）

## (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

(処分できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり。)

ア 破碎	:	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	(以上6種類)
イ 圧縮	:	金属くず	(以上1種類)
ウ 圧縮固化	:	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	(以上4種類)
エ 切断	:	廃プラスチック類、紙くず	(以上2種類)
オ 溶融	:	廃プラスチック類	(以上1種類)

## 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都足立区入谷八丁目3番22号

## 3 許可の条件

- 作業時間は、原則として9時から17時までとする。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成15年 6月30日	新規許可	
平成25年 6月30日	更新許可	第2回
平成29年 6月30日	変更届	施設の追加（圧縮、圧縮固化、溶融） 中間処理施設の一部廃止（足立区入谷八丁目5番3号、7号）

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



(裏面)

## 2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区入谷八丁目3番22号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.40 (t/日)	4.33 (t/日)	平成22年11月19日	-----	-----
	紙くず	4.28 (t/日)				
	木くず	4.45 (t/日)				
	繊維くず	3.47 (t/日)				
	金属くず	-----				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	-----				
圧縮固化	廃プラスチック類	4.80 (t/日)	4.8 (t/日)	平成19年5月21日	-----	-----
	紙くず	4.80 (t/日)				
	木くず	4.80 (t/日)				
	繊維くず	4.80 (t/日)				
	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)	1.60 (t/日)	-----	平成29年6月23日	-----	-----
切 断	廃プラスチック類	1.47 (t/日)	-----	平成29年6月23日	-----	-----
	紙くず	1.01 (t/日)	-----			
圧 縮	金属くず(あき缶(スチール)に限る)	6.33 (t/日)	-----	平成29年6月23日	-----	-----
圧 縮	金属くず(あき缶(アルミ)に限る)	2.37 (t/日)	-----	平成29年6月23日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)	1.12 (t/日)	-----	平成29年6月23日	-----	-----

(以下余白)